

退職手当積立金特別会計規則

(平成九年二月二十一日規則第六十二号)

(目的)

第一条 この規則は、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)に在職する職員の退職慰労金に関し、独立の財源を確保するために必要な措置を定めることを目的とする。

(特別会計)

第二条 退職手当積立金(以下「積立金」という。)に関する会計は特別会計とし、その年度は本会計に準ずる。

(積立金の財源)

第三条 積立金には、次に掲げる収入をあてる。

- 一 一般会計からの繰入金
- 二 積立金の運用による利益金
- 三 職員に対する貸付金の利息
- 四 退職慰労金の資金として收受した寄付金
(一般会計からの繰入金)

第四条 本会は、毎年度、前年度末に在職する全職員が退職するものとした場合に要する退職慰労金総額の二十分の一以上の金額を一般会計からこの会計に繰入れるもの

- 1 -

とする。

2 積立金の総額が前項の退職慰労金総額の二分の一に達したときは、前項の規定にかかわらず一般会計からの繰入金の額を減額し、又はその繰入れをしないことができる。

(積立金の処分)

第五条 積立金は、次に掲げる支出にあてる。

- 一 職員の退職慰労金
- 二 職員に対する貸付金
- 三 積立金の運用における支払手数料

附 則

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 昭和二十六年四月二十五日の理事会決議で設置された退職手当積立金会計によって、既に積み立てられた退職手当積立金はこの規則によって積立てられたものとみなす。

- 2 -